

令和 元年 7月29日

改正 令和2年 3月30日

令和3年 3月23日

令和4年 3月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市オンライン手続ポータルサイト利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市が運営する姫路市オンライン手続ポータルサイトの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 市に対する申請、届出その他の手続等をインターネットを經由して受付処理する姫路市オンライン手続ポータルサイト及びこれを構成するシステムをいう。
- (2) 申請等 システムを利用して市に対して行う申請、届出その他の手続等をいう。
- (3) システム利用者 申請等を行うものをいう。
- (4) 利用者情報 システム利用者がシステムを利用する際に登録するメールアドレス（以下「利用者ID」という。）、パスワード、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号等の利用者に関する情報をいう。
- (5) 申込番号 システム利用者が行った申請等を特定するため、申請等に対してシステムが付与する番号をいう。
- (6) 電子署名 姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年姫路市規則第86号。以下「規則」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。

(7) 電子証明書 規則第2条第2項第2号に規定する電子証明書のうち、市がシステムで利用可能であると認めたものをいう。

(システム利用者の義務)

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づいて、システムを利用し、及びシステムの利用に伴う次の情報を管理するものとし、市に対しいかなる責任も負担させないものとする。

(1) 利用者ID

(2) パスワード

(3) 申込番号

(4) その他システム利用者がシステムの利用に関して作成し、取得し、又は管理している電子情報

2 システム利用者は、姫路市オンライン手続ポータルサイト又は市ホームページに掲載するシステムの利用に関する事項に従うものとする。

3 システム利用者は、姫路市オンライン手続ポータルサイトの状況確認画面を用いる等の方法により適宜自己の行った申請等の処理状況の確認を行うものとする。

(利用者負担)

第4条 システム利用者は、システムの利用に必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るもの並びにこれらを使用するために必要な手続を含む。）を自己の負担において準備するものとする。

2 システムを利用するために必要な通信費用その他システムの利用に係る一切の費用及び申請等に必要手数料等は、システム利用者の負担とする。

(利用者情報の登録)

第5条 システム利用者は、申請等を行おうとするときは、あらかじめ利用者情報をシステムに登録するものとする。

2 システム利用者は、法人又は個人事業主である場合、前項の規定により登録した利用者情報とデジタル庁が提供する法人及び個人事業主向け共通認証システム「GビズID」（以下「GビズID」という。）の連携設定を行うことができる。

(利用者情報の変更及び削除)

第6条 システム利用者は、利用者情報に変更が生じた場合又は利用者情報を削除しようとする場合は、速やかにシステムにより利用者情報の変更又は削除を行うものとする。

(連名による申請等)

第7条 複数の者が共同して一の申請等を行う場合において、当該申請等に係る申請書等の送信、補正、取下げ等の行為は、当該複数の者を代表する1名の者が行うものとする。この場合において、当該者が行った当該行為は、当該複数の者の総意に基づくものとみなす。

(情報の通知等)

第8条 システム利用者は、申請等に必要となる手数料等の電子納付を行う場合、システムにより、当該手数料等に係る市の指定代理納付者を通じて、クレジットカード会社に与信等の審査に必要となる情報を通知するものとする。

2 システム利用者は、申請等において電子署名を付す場合、その種類に応じて、システムにより電子証明書の有効性を確認する機関（以下「認証局」という。）へ電子証明書等の情報を通知するとともに、認証局から電子証明書の有効性その他申請等に必要となる情報を市に提供するものとする。

3 システム利用者がGビズIDの提供するアカウントによりシステムを利用する場合、GビズIDから申請等に必要となる情報を市に提供するものとする。

(知的財産権)

第9条 市がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物に関する著作権及び著作者人格権並びにこれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、市又はシステム利用者に提供するプログラム又はその他の著作物を製作した者（以下「製作者」とう。）に帰属する。

2 システム利用者は、システムの利用に当たり、市及び製作者がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次のとおり取り扱うものとする。

(1) この規約に従ってシステムを利用するためにのみ使用すること。

(2) 複製、改変、編集、頒布等のほか、リバースエンジニアリングを行わないこと。

- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
- (4) 市又は製作者が表示した著作権表示又は商標表示について、削除又は変更をしないこと。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第10条 システムは、原則として常時利用可能とする。ただし、次に掲げる場合は、市は、事前に姫路市オンライン手続ポータルサイト又は市ホームページに掲載することにより、システムの利用の停止、休止、中断又は制限（以下「システムの停止等」という。）をすることができる。

- (1) システムの保守点検等を実施する場合
- (2) 緊急を要するシステムの改修等を実施する場合
- (3) システムの利用が著しく集中した場合
- (4) 天災、事変等の発生によりシステムに重大な障害が発生した場合
- (5) その他市においてシステムの停止等が必要と判断した場合

2 市は、前項ただし書第2号から第5号までの規定による停止等を行う場合で、特に緊急を要するときは、事前に通知することなく、システムの停止等を行うことができる。

(禁止事項等)

第11条 システム利用者は、システムの利用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) システムを申請等以外の目的で利用すること。
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 他のシステム利用者の利用者ID、パスワード等を不正に使用すること。
- (4) システムの管理及び運営を妨害すること。
- (5) システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (6) 虚偽の申請等を行うこと。
- (7) 法令若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (8) その他システムの円滑な運用を阻害する行為又はそのおそれのある行為をす

ること。

2 市は、システム利用者が前項各号に掲げる行為を行った場合又はそのおそれがあると認める場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者によるシステムの利用を停止し、又は制限することができる。

(利用者情報の失効)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、システム利用者の利用者情報を失効させ、システムの利用を停止させることができる。

(1) システム利用者が死亡した場合

(2) システム利用者として不適格と市が認めた場合

(3) システム更改等により、利用者情報を失効させる必要があると市が認めた場合

2 前項第3号の場合において、市は、緊急を要する場合を除き、事前に、利用者情報が失効する旨を姫路市オンライン手続ポータルサイト又は市ホームページに掲載するものとする。

(動作環境条件)

第13条 システム利用者がシステムを利用する際の動作環境条件は、姫路市オンライン手続ポータルサイトに掲載する条件とする。

(免責事項)

第14条 市は、システム利用者がシステムを利用したこと若しくは利用できないこと又はシステムによるサービス提供が遅延したことによりシステム利用者が被った損害、システム利用者が第三者に与えた損害又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 システム利用者は、利用者情報及び申請等に含まれる個人情報について、システムの運用又は申請等に必要な限りにおいて市が利用することに同意するものとする。

2 システム利用者は、利用者情報及び申請等の利用状況について、システムの機能

向上及び提供サービスの充実を図るため、市が統計的に処理し分析利用することに同意するものとする。

3 システム利用者は、利用者情報及び申請等の利用状況について、次の各号のいずれかに該当する場合は、市がシステムから通知を送付するために利用することに同意するものとする。

(1) 市がシステムで新たに手続等を公開する際に、申請勧奨を行う場合

(2) 市がシステム以外の方法により手続等に関する情報の発信等を行う際に、
情報提供を行う場合

(利用規約の改正)

第16条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規約を改正することができるものとする。

(1) この規約の改正が、システム利用者の利益に適合するとき。

(2) この規約の改正が、規約の趣旨に反せず、かつ、改正の必要性、改正後の内容の相当性その他の改正に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 市は、前項の規定によりこの規約の改正を行おうとする場合には、事前に、この規約を改正する旨及び改正後の内容並びにその効力発生日を姫路市オンライン手続ポータルサイト又は市ホームページに掲載し、公表するものとする。

3 前項に規定する効力発生日以後に、システム利用者がシステムを利用したときは、システム利用者は、改正後の利用規約に同意したものとみなす。

(管轄裁判所)

第17条 システムの利用に関連して市とシステム利用者間に生ずる全ての訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月1日から施行する。